

# 令和7年第8回加賀市農業委員会定例総会

令和7年8月25日(金)

開会（午後1時30分）	
事務局（中田局長）	<p>これより令和7年 第8回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。</p> <p>本日は、農業委員の現委員 14 名全員の出席をいただいております。本日の総会が成立していることをご報告します。推進委員につきましては 13 名のうち 10 名の出席をいただいております。</p> <p>また、本日付議いたしました転用案件等の現地確認調査を、18日に嶋崎委員、山口委員、事務局職員 2 名の計 4 名で行いましたことをご報告いたします。</p> <p>それでは中村会長、議事進行をお願いいたします。</p>
議長挨拶	
議長（中村会長）	<p>皆さん、こんにちは。（あいさつ等）</p> <p>それでは、令和7年第8回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。</p>
議事録署名員の指名	
議長（中村会長）	<p>初めに議事録署名員の指名をいたします。</p> <p>9番 永田委員、11番 福嶋委員を指名します。</p>
議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について	
議長（中村会長）	<p>それでは議案の審議を行います。議案 第29号 農地法第5条の規定による許可申請について、事前に現地確認調査を行っておりますので、嶋崎委員から報告をお願いします。</p>
嶋崎委員	<p>それでは、報告します。</p>

整理番号1番は、既に倉庫が建っている追認案件です。隣地境界には既に擁壁が設置されており、土砂の流出はありません。また、雨水は道路側溝に流しております。申請者からは始末書が提出されています。

整理番号2番の転用目的は自己住宅建設です。本案件の周辺には農地がないことから、農地への影響はありません。

整理番号3番は、既に駐車場として利用していた追認案件です。本案件の周辺には農地がないことから農地への影響はありません。また、申請者からは始末書が提出されています。

整理番号4番の転用目的は資材置場建設です。隣地境界には擁壁はありませんが、周辺の農地と同じ高さであることから土砂の流出はないと考えます。また、砂利舗装であるため、雨水は地面に浸透させる計画となっております。

整理番号5番は、既に駐車場として利用していた追認案件です。本案件の周辺には農地がないことから、農地への影響はありません。また、申請者からは始末書が提出されています。

以上5件とも、周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以上です。

議長（中村会長）

それでは、事務局から説明してください。

事務局（中田局長）

1番は [ ] 地内にあり、田 357 m<sup>2</sup>、転用目的は事務所建設です。この案件は、追認案件となります。譲渡人は [ ] を営んでおり、先代の社長である父が平成5年に申請地に倉庫を建設しました。この度、相続を受けた息子が倉庫を [ ] の事務所にしようと登記を調べたところ、農地と判明し今回の5条申請となりました。亡き父に農地法の認識がなかったということで、譲渡人本人より始末書が提出されています。申請地は、農地の拡がりか 10ha

未満の農地の一部であることから、第2種農地と判断されますが、代替性の検討により当申請地が最適と考え許可相当に該当するものと考えております。

2番は 地内にあり、畑 415 m<sup>2</sup>、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は現在 地内に住んでいますが、住まいが手狭でまた老朽化が激しいことから、同町内で申請地を購入し自己住宅を建設するものです。申請地は、第一種住居地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

3番は 地内にあり、田 727 m<sup>2</sup>、転用目的は貸駐車場です。譲受人は を営んでおり、申請地を買取り の貸駐車場にするものです。申請地は、第一種住居地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。なお、この案件は追認案件です。譲渡人の祖父が昭和50年頃、この場所に の作業小屋を建設し、平成28年頃まで利用していたとのことでした。その後、解体し現在の更地となっております。祖父に農地法の認識がなかったということで、譲渡人から始末書が提出されております。

4番は 地内にあり、田2筆、計515 m<sup>2</sup>、転用目的は資材置場建設です。譲受人は申請地の横で を営んでおり、年々業務量が増加、資材の保管場所が不足していることから、申請地を購入して資材置場を建設するものです。申請地は、農地の拡がり10ha未満の農地の一部であることから第2種農地と判断されますが、既存施設の面積1/2以内の拡張であるため、許可相当に該当するものと考えます。

5番は 地内にあり、畑2筆、計135 m<sup>2</sup>、転用目的は駐車場です。この案件は、追認案件となります。譲渡

<p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>人は市内に住んでいますが、この申請地が自分の所有する土地であることを認識しておらず、譲受人の家族がこれまで何の違和感もなく駐車場として利用しておりました。この度、譲受人は仕事を辞め都会から地元へ戻ったことでこの場所の登記を調べたところ農地であることが分かり、今回5条申請することとなりました。譲渡人は農地法の認識がなく、始末書が提出されております。申請地は、農地の拡がりか10ha未満の農地の一部であることから第2種農地と判断されますが、集落に接続しているため許可相当に該当するものと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 （意見、質問なし）</p> <p>ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。 議案 第29号 農地法第5条の規定による許可申請について、適切と思われる方は挙手をお願いします。 （挙手多数）</p> <p>賛成多数により、適切と認めます。</p>
<p><b>議案第30号 非農地証明願について</b></p>	
<p>議長（中村会長）</p> <p>福嶋委員</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>事務局(中田局長)</p>	<p>次に、議案 第30号 非農地証明願について事前に現地確認調査を行っていますので、嶋崎委員から報告をお願いします。</p> <p>それでは、報告します。</p> <p>整理番号1番は、現況が森林化しており、農地の状態ではないと判断しました。報告は以上です。</p> <p>それでは、事務局から説明してください。</p> <p>整理番号1番は [ ] 地内にあり、畑、2筆、面積95</p>

<p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>m<sup>2</sup>です。この度、申請地の相続にあたって登記を調べたところ、この場所が農地であることが判明したものです。現況は森林化しており、農地として復元が著しく困難な状態であるため、非農地証明の発行もやむを得ないと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。</p> <p>（意見、質問なし）</p> <p>ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案 第 30 号 非農地証明願について、適切と思われる方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>全会一致により、適切と認めます。</p>
---	--

### 報告 第 13 号 農地貸借の合意解約について

<p>議長（中村会長）</p> <p>事務局（中島）</p>	<p>次に、報告第 13 号 農地貸借の合意解約について、事務局から説明してください。</p> <p>加賀市 [ ] 外 1 名より 賃貸借の合意解約の届出がありましたので報告いたします。</p> <p>今月の届出はこの 2 件、田 14 筆 6,462 m<sup>2</sup>、畑 2 筆 373 m<sup>2</sup>、合計 6,835 m<sup>2</sup>です。</p> <p>1 件目は、中間管理機構を利用して 10 年間の契約ですが、[ ] が圃場整備事業を始めるにあたり合意解約書が提出されたものです。</p> <p>2 件目は、平成 29 年より 10 年間の賃貸借契約を結んでいましたが [ ] は現状作業をしておらず、現場の実態に合わせるため解約、合意解約書が提出されたものです。</p>
--------------------------------	--

議長（中村会長）	以上、この件について解約条件は無く、土地の引き渡しについても問題が無く適当と考えます。説明は以上です。
議長（中村会長）	只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 （意見、質問なし）
議長（中村会長）	なければ、終わります。
<b>報告 第 14 号 農地利用最適化活動について</b>	
議長（中村会長）	次に、報告 第 12 号 農地利用最適化活動について、報告のある方は挙手をお願いします。
	（委員 3 名からの報告）
議長（中村会長）	その他事務連絡については、事務局から報告してください。
<b>事務連絡</b>	
事務局（宮下）	その他資料（資料 3）当面の日程のみを説明 （活動実績等を報告）
議長（中村会長）	ほかに何かありませんか。なければ、以上をもちまして令和 7 年 第 8 回加賀市農業委員会定例総会を閉会いたします。
<b>閉会（午後 2 時 30 分）</b>	